

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成28年11月1日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 白井市白井駅前公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について

議案第2号 白井市学習等供用施設の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について

議案第3号 白井市民プールの指定管理者の指定議案に係る意見聴取について

議案第4号 全国学力・学習状況調査結果の公表について

議案第5号 平成28年度教育費補正予算に係る意見聴取について

7. 協議事項

協議第1号 七次台小学校の増築について

8. 報告事項

報告第1号 白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について

報告第2号 使用料及び手数料の見直しについて

報告第3号 準要保護児童・生徒の認定について

9. その他

○出席委員等

教育長	井上 功
教育委員	石亀 裕子
教育委員	小林 正継
教育委員	高城 久美子
教育委員	川嶋 之絵

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長	染谷 敏夫
教育部参事	小松 正信
学校教育課長	小野 義勝

生涯学習課長

書 記

書 記

書 記

鈴木 栄一郎

武藤 善勇

品川 太郎

奥村 敏直

午後 2 時 0 0 分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 これから、平成 2 8 年第 1 1 回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は 4 名、教育長の私を合わせると、本日の出席は 5 名となります。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 会議録署名人の指名をいたします。

小林委員と高城委員に署名をお願いいたします。

〔「はい」と言う者あり〕

○前回会議録の承認

○井上教育長 前回の会議録の承認を行います。

訂正等がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 特になければ、次に進みます。

○委員報告

○井上教育長 委員報告を行います。各委員からお願いいたします。

○小林委員 1 0 月 8 日、午後、文化センター中ホールにおいて、白井市青少年国際交流事業でオーストラリアに行った生徒たちの報告会がありました。

例年、大体同様ですけれども、英語をもっと勉強したいとか、将来、また海外へ行きたい、それから、オーストラリアの生徒たちの交流が始まっているとか、とても素晴らしい内容が、毎年続いていますけれども、この事業をさらに発展して、市の国際交流が発展していけばいいなと思いました。

○高城委員 私は、1 0 月 8 日、土曜日、第一小学校と第二小学校の運動会に行っていました。

最初に、第一小学校に行きました。曇り空の状況で、順調に種目も進んでいきましたが、お昼頃に雨がチラチラとちらついて、第一小はそのままプログラムどおり競技を進めていたようです。

私は、それから第二小に行きまして、運動会を拝見させていただきました。第二小は、天気予報は雨の予報でしたので、あらかじめ雨の日プログラムというプログラム、午前中で終わる競技を少し削って短いプログラムにしました。

それが予定どおり、午前中で競技を終えて、それから雨がザーザー降ってまいりましたので、残念なことは外で太鼓の披露をしようと計画していたけれども、太鼓は雨に当たってしまうと傷んでしまうので、その競技は体育館に入られて披露されたようです。

ですので、第一小と第二小、両方、見てきましたけれども、第一小は普通のプログラムで 1 日行う予定、途中でやめたらしいけれども、子どもたちは上から下まで、雨でビショビショな状態で、それから体育館に入って、少し続行したようで、子どもたちの体調が気になるところです。

残りの競技は、木曜日に行われたそうです。

○川嶋委員 1 0 月 2 4 日、月曜日、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会 第 1 回千葉県教育長・教

育委員研修会が千葉県総合教育センターで行われ、白井市は委員全員で参加してまいりました。

全体会のテーマは、「新しい教育委員会の取り組みにおける現状と課題について、教育委員会の果たす役割を考える」ということでした。

課題として、教育委員による教育長へのチェック機能は果たされているのか、また、その透明性は担保されているのか、さらに首長と教育委員会の連携・協力は果たされているのか、審議の政治的中立性、継続性、安全性は確保されているのかということが、重要な課題となっております。

新教育委員会制度に移行した市町より、先ほどのような諸問題について、パネルディスカッション形式での発表がありました。

地方教育行政法の改正に基づく、新教育委員会制度が発足した初年度でもあり、我が白井市も本年10月よりスタートし、このタイミングで他市町村の話を聞くことができ、大変勉強になりました。

また、個々の分科会は「開かれた学校づくりについて」をテーマに、白子町と茂原市の取り組みの事例や課題等の実践発表がありました。コミュニティスクール設置事業、開かれた学校づくり委員会、県内1000箇所ミニ集会、放課後子ども教室推進事業など、興味深い内容が盛りだくさんでした。

各市町の取り組みを参考にしながら、白井市の教育環境がより一層充実したものとなるよう、委員として、活動の一助をしていきたいと思いました。

○教育長報告

○井上教育長 ありがとうございます。委員報告はよろしいですか。

なければ、続きまして、教育長報告を行います。私から、教育長報告を行います。

私は10月1日より教育長を拝命し、10月3日に就任式があり、辞令をいただきました。

10月5日、印旛郡市中学校駅伝競走大会で佐倉市岩名運動公園に応援に行きました。七次台中、大山口中が活躍を見せ、七次台中の女子は4位で、県大会出場を決めております。

10月8日と15日は、先ほどの報告でもありましたが、小学校の運動会を見学いたしました。

10月9日、富士センターで行われました、フェスタアンドハロウィンの催し物を見学いたしました。

10月12日、富里市中央公民館で行われました、印旛郡市特別支援教育振興大会に出席いたしました。この大会には、石亀委員も出席しております。

10月15日、文化会館自主事業として行われました、谷桃子バレエ公演「白鳥の湖」を鑑賞させていただきました。

10月16日、日医大看護学校体育館で行われました、MOA美術館児童作品の表彰式に出席いたしました。白井市の小学生も、たくさん入賞を果たしております。

10月22日、大塚杯少年野球大会が白井運動公園で行われましたが、これを見学いたしました。同日、第35回白井市ふるさとまつりに出席いたしました。

10月26日、市内の学童保育所を視察いたしました。

10月27日、点検及び評価に係る教育委員協議会に出席し、活発なご協議をいただきました。

10月29日、ふくしまつりを福祉センターで見学いたしました。

10月30日、千葉県青少年女性会館で行われました、親守詩千葉県大会表彰式に出席いたしました。七次台小、桜台小の児童が、市長賞、教育長賞をそれぞれ受賞しております。

報告は以上でございます。

教育委員報告及び教育長報告について、質問等はございますか。よろしいですか。

続きまして、非公開案件についてお諮りいたします。

報告第3号「準要保護児童・生徒の認定について」は、個人に関する情報であるため、非公開がよろしいと思いますけど、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第3号につきましては、非公開といたします。

これから議事に入ります。公開案件から、先に行います。

○議案第1号 白井市白井駅前公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について

○井上教育長 議案第1号「白井市白井駅前公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」、説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 議案第1号「白井市白井駅前公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」、ご説明します。

提案理由につきましては、本案は、白井市白井駅前公民館の指定管理期間が平成29年3月31日で満了となるため、平成28年第4回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求められたことによるものでございます。

裏面をお開きいただきたいと思います。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、白井市白井駅前公民館でございます。

所在地は白井市堀込1丁目2番2号、指定管理者とする団体の名称は特定非営利活動法人ワーカーズコープ、代表理事藤田 徹、所在地は東京都豊島区東池袋一丁目44番3号、池袋ISPタマビル7階でございます。

指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でございます。

次に、議案第1号資料をご覧いただきたいと思います。

団体の概要でございますが、設立につきましては、平成13年9月13日に特定非営利活動法人ワーカーズコープは設立されております。

資産の総額は4億6,976万5,389円、事業収入は過去3年平均で9億2,364万529円、従業員数は3,034人となっております。

業務内容、資格でございますが、業務内容につきましては、指定管理者制度に関する公共施設の管理運営事業、保育園、学童保育、子育て支援一時預かりに関する事業、介護保険法に基づく地域密着サービス事業、高齢者や子どもに関する調査研究、まちづくりに関わる事業、免許、登録につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、指定管理運営実績といたしましては、当施設、白井市公民センター、西白井複合センターでございますが、白井市西白井公民館、西白井児童館、西白井老人憩いの家、裏面になりますが、白井市桜台センターで、白井市桜台公民館、桜台児童館の管理実績を有しております。

指定の理由は、指定管理者選定審査会の答申及びこれまでの当該施設の管理運営実績により、適切な管理運営が期待できるということから、選定をしております。

指定の経過でございます。募集経過でございますが、指定管理者の候補者の募集は、公募により実

施をいたしまして、募集方法は広報しろい6月1日号、市ホームページに掲載をいたしました。施設説明会を6月16日に行いまして、6団体の出席がございました。

受付期間につきましては、平成28年6月27日から平成28年7月5日までで、その間に申請団体が2団体、特定非営利活動法人2団体の申請がございました。

指定管理者選定審査会の審査経過でございますが、平成28年7月20日に諮問をいたしまして、8月22日にプレゼンテーションによる審査を行っております。その後、9月15日に答申となっております。

指定管理者選定審査会での候補者の選定でございます。応募団体が2団体であったため、応募資格を満たしていることを確認のうえ、プレゼンテーションによる審査を実施しております。

その結果、サービス等の総評価点数が1位であった特定非営利活動法人ワーカーズコープを白井駅前公民館の指定管理者の候補者として決定をしております。

審査会の主な選定理由については、ア、イ、ウの3項目となっております。

説明は以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

第1号議案につきまして、質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号について、お諮りします。

議案第1号について、教育委員会の意見は異議がないものとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第1号は異議なしとします。

○議案第2号 白井市学習等供用施設の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について

○井上教育長 議案第2号「白井市学習等供用施設の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」、説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 議案第2号「白井市学習等供用施設の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」、ご説明します。

提案理由でございますが、本案は、白井市学習等供用施設の管理運営を指定管理に移行するため、平成28年第4回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求められたことによるものでございます。

裏面をご覧ください。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は白井市学習等供用施設、所在地は白井市富士239番地の2、指定管理者とする団体の名称は特定非営利活動法人富士センター運営協議会、理事長富沢賢司、所在地は白井市富士71番地の41です。指定の期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でございます。

議案第2号資料をご覧くださいと思います。

団体の概要でございますが、特定非営利活動法人富士センター運営協議会は平成27年4月17日に設立しております。

資産の総額は300万円でございます。従業員数については14人となっております。

業務内容につきましては、白井市学習等供用施設において、公民館の講座等の企画運営事業、児童

ルームの講座等の企画運営事業、図書室の貸出事業、センターフェスティバルの企画運営事業となっております。

指定の理由でございますが、指定管理者選定審査会の答申及びこれまでの当該施設の管理運営に係る委託の実績により指定するもので、適切な管理運営が期待できるということから、選定をいたしました。

指定の経過でございますが、募集経過、指定管理者の候補者の募集につきましては、指名により実施しております。募集方法については、一者指名、施設説明会は平成28年8月9日に実施しております。受付期間については、平成28年8月22日から平成28年8月24日までといたしまして、申請団体については、特定非営利活動法人富士センター運営協議会が申請をしております。

裏面をお開きいただきたいと思います。指定管理者選定審査会の審査経過でございます。9月1日に諮問を行いまして、9月12日にプレゼンテーションによる審査を行っております。その後、10月25日に答申、候補者の選定となっております。

指定管理者選定審査会での候補者の選定でございますが、一者指名であったため、応募資格を満たしていることを確認の上、プレゼンテーションによる審査を実施しました。

その結果、サービス等の評価点数が最低評価基準を上回った、特定非営利活動法人富士センター運営協議会を白井市学習等供用施設の指定管理者の候補者として、決定をしております。

審査会の主な選定理由については、ア、イ、ウの3項目となっております。

説明は以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

議案第2号につきまして、質問等がありましたらお願いいたします。

○石亀委員 富士センターですけど、今までは直営ですよ。今回、指定管理に移行するということで、これまでも市議会において、何回か議案を否決されていたと思いますけど、その辺りの経緯と、今回は一者指名ということで、公募ではないと思いますが、その辺りの経緯と、これまでも否決されていた案件なので、これで大丈夫だと思いますけど、今回、このような形で出されたというところで、もう少し詳しく説明してください。

○鈴木生涯学習課長 富士センター学習等供用施設につきましては、現在、直営で行っております。

現在の状況を申し上げますと、富士センター運営協議会に公民館ではございませんが、講座等の自主事業、児童ルームの運営、図書室の運営、夜間管理の業務、この辺につきましては、民間としての業務を委託しています。

従いまして、直営の中の一部を富士センター運営協議会に委託をして、職員につきましては、非常勤特別職のセンター長、再任用と任期付事務職員、それから、臨時職員で施設の管理業務は行っているところでございます。

富士センターの指定管理者制度の経過でございますが、市では、センター等の公共施設については、指定管理者制度に移行していくということで、進めてまいりました。

富士センターについては、平成20年6月、第2回市議会定例会において、学習等供用施設の設置及び管理に関する条例でございますけど、これについては、平成21年4月1日から指定管理者に移行していきますという内容の条例で、市議会でも可決されております。

その後、指定管理者については、平成21年4月1日からの施行に向けた募集をしまして、その中

で候補者が選定された訳ですけど、その候補者に関しては、平成20年4月の市議会臨時会で否決をされております。

年が明けて、臨時議会を開催しまして、再度、候補者を提案したところ、否決をされてしまったと。このようなことから、平成21年4月からは指定管理者に移行できなかったということで、これまで直営により運営をしておりました。

そういうことがありまして、翌年、移行する期間が1年間、延期した訳ですけど、平成21年の第1回市議会定例会におきまして、移行する期間を1年間延伸するという条例が可決されております。

平成21年の第4回市議会定例会において、改めて新しい募集を行いまして、候補者を議会に提案しましたが、そこでまた否決をされてしまったというようなことがございました。そういうことで、指定管理者の指定については、条例改正により、移行を順延してきたという経過がございます。

現在の富士センター運営協議会については、平成24年3月の市議会定例会において、移行期間を最終的に平成25年4月に延期をしますということで可決されまして、平成25年、26年、27年までの3年間で、地元との協議、地元市民団体に施設の管理運営を、指定管理移行に向けたモデルケースとして業務委託をやっていきたいと思いますということで、平成28年4月1日からの目標でやってまいりました。

この運営協議会ですが、平成24年度に、地元の自治会や福祉協議会、地区社協の皆さんなど、地域の方々に富士センター運営協議会を設立していただきまして、平成25年度から27年度までの3年間で、指定管理者制度の移行に向けた業務について、業務委託という形でやっております。

昨年度ですが、これまで3年間やってきて、平成28年4月1日から指定管理者に移行するという予定で進めてまいりましたが、運営協議会の方から、もう少し業務の内容を習熟したいということで、昨年の12月市議会において、その指定管理者制度の移行については1年間延期をします。

それで、平成29年4月1日から、指定管理者制度に移行するという予定で進めてまいりました。

そういう中で、富士センター運営協議会については、市民との協働、地元団体の育成等の観点から、業務委託をしまして、講座の運営とかを実施してはいたしましたが、その3年間の実績を検証しました。

今年度も、4月から事業を行っているということで、この1者という地元市民団体で、センターの運営を進めてまいりましたので、今回、昨年度は1年間延期してきた経過の中で、平成29年4月1日から富士センター運営協議会に指定管理者ということで、運営をしていただくということになったものでございます。

○石亀委員 ということは、市議会も、条例では指定管理者に委託するという、大前提は決まっていますが、否決を続けてきた中で、地元の人たちを育てていこうという考え方もあると思われますし、それと同時に、平等性に欠けるのではないかなというような話もあったと思いますが、そういう中で、機が熟したということで1者指名にしたという、受け止め方でよろしいでしょうか。

○鈴木生涯学習課長 地域、地元の方々の市民団体等で組織しまして、センター等の運営というものを進めていきたいという考えがございましたので、その3年間で、業務委託の中で自主事業と運営をしていただいたという過程を踏まえ、今回、このように至ったというところでございます。

○石亀委員 それでは、なぜ公募にしなかったのか、もしかしたら別の候補者が出ても、またいいかなとは思いますが、それでも候補者として選定できるのかなと思いますけど、その辺りは自信を持って進めているということでよろしいですか。

○鈴木生涯学習課長 はい、そのとおりでございます。

○石亀委員 わかりました。

○井上教育長 ほかにありますか。

○小林委員 私は、否決された理由がよくわからないので、要するに、地元市民との協働というか、そのような観点が欠けているということで、これまで否決されていますか。

○鈴木生涯学習課長 これまで、2回否決された内容については、候補者となった事業者、その審査過程で、最初の時は1位と2位のなった者、その点数は1点差であると。

その中で、その審査項目、ウエート、配分の仕方とかで、1点差の中で、それでよかったのかどうかという部分などもありまして、否決されました。

それと、そもそも指定管理者制度自体に、賛成するものではないという方もいらっしゃいますので、その選定過程の仕方がよくなかったと。

もともと、条例は指定管理者制度に移行するという事は議会で承認されていますので、その中で提案をした事業者の選定の仕方が基本的には認められなかったということになろうかと思います。

もう1点、審査の過程で、指定管理者選定審査会委員が候補となった事業者と関わりがあったのではないかと、というようなことがあって、市議会では否決されたというところです。

今まで、他施設においても指定管理施設はありますけど、地域住民の中で、管理運営ができないのかという意見もございましたので、そういうことも踏まえて、富士センターについては、地元住民との話し合い、地元からの意欲がなければできませんので。

そういう意欲もあって、地元の団体ということで、その地元の団体や自治会の関係者、地区社協の関係者、そういう地元で長く地域に関わっている方々で、この団体が設立されまして、地域の方々と一緒になって事業の運営が行われているということもございます。

今回、移行に向けたモデルケースとして、実施をしてみたいということで、業務委託については、その期間等を検証して、その1者で運営は大丈夫だろうということで、1者を指名しています。

○小林委員 いろいろな経過があって、その時のことはわかりました。

地元ではない指定管理者、今、委託業務をやっている方ですが、私が関係する所では、よくやっているとと思っています。例えば、コミュニティーセンターの場合は、地元の方々がやっていますよね。

ですから、これからの市民との協働とか、そういうことを考えた場合、学習等供用施設の方もやはり、地元をよく知っているグループでやるということで、非常にいいことじゃないかなと思います。

○染谷教育部長 私の方から、補足をさせていただきますが、指定管理者制度については、市の方針として、複合センターについては全て指定管理者に移行しますということで、一斉に指定管理ということで条例の改正をしております。

その中で、富士センターだけは指定管理者の選定を行いましたが、議会で否決をいただいたということで、これは2回ほど否決をいただいております。

その理由というのは、まず1点目は、サービス点とそれから価格点がありまして、サービス点が高いのに価格点でひっくり返っていると。その差も、1点差というような状況がありました。

サービス点と価格点については、その後、市の方も見直しをして、価格点の評価を下げております。

これは、サービス点重視の指定管理者制度の選定にしております。そこでの議論は、議会から指摘されたものは全て直しています。

また、審査の段階において、審査員の方が、以前候補となった会社と関わりを持ったのではないかという疑念がございました。これについても、相当、以前に勤務をしたのか、パートなのか、わかりませんが。その後、指定管理者の委員、他の委員も、市の方では一定期間以上を経過しないと、関わりのある会社の選定等には関われないというようなことで、改正をして、その辺はクリーンにしています。

ですから、議会で否決されたのは、いろいろな観点から、いろいろな議論をしていただいて、一つの成果として、今、生かされているということではございますので、否決が全て悪かった。ということではないと思います。

その結果、市としては、これまで、ずっと指定管理の方を更新してきました。富士センターについては、直営のように更新してきましたけど、その間、地元からは自分たちで子育て関係について、自発的に講座あるいはサロンを開きたいということからスタートしています。

いい意味では、地元からの自発性のある子育てを中心としたサロン、講座が富士センターで実施されてきたと。市の方はそれを見て、大変いい事業であるということで、これは市民、地域住民の方々に、もっと広い意味で地元の施設として、運営に携わってもらいたいということで、一定の条件をつけた中で、徐々にその地域団体の方々に業務委託をする部分を増やしていきます。

地域の方々も、大変熱心で、昨年、NPO法人の法人格を取りまして、昨年1年間、それと今年はそういったところで委託業務を拡大しながらやってきています。

その評価についても、市の方では、指定管理の1者指名に当たって、評価をしております。

利用者も、以前より多くなってきていますし、その効果も上がってきている、大変意欲が高いということで、1者指名に当たっては意欲の確認をしたところです。

このまま、もうしばらく、市の直営でもいいけどという話をしたら、ぜひやらせてほしいと。せっかく、法人格を取って、今年1年は業務拡大をしながらやってきたので、ぜひ指定管理に移行してほしいという地域の方々の要望もございましたので、市の方も、公募で指定管理に移行したということでございます。

また、審査委員会においても、大変、高い評価を得て選定をされましたので、今後の運営については、市としては、当然、市のモデルケースにもなりますので、地域住民の方々の運営による、一つのモデルケースができたということです。市の全体の方針としても、これから地域のまちづくり協議会という組織、団体を設置していくことは、市の大きな主要事業になっています。

その設置に向けて、各センターがありますけど、それを中核としたまちづくり協議会の設立と合わせて、将来は地域の方々に、全ての施設を指定管理に移行したいというような、市の意向もありますので、今回スタートを切っていただくということは、大変、有意義な事業であると考えております。

○石亀委員 それでは、市議会議員の中には、条例が通っているにもかかわらず、そもそも指定管理に反対だというような、そういう議員さんも、いたということで聞いていましたので、そういう考えの方がいたとしても、この事業のよいところをアピールしていただけたらいいなと思います。

○井上教育長 ほかにございますか。

それでは、議案第2号について、お諮りいたします。

議案第2号について、教育委員会の意見は異議がないものとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第２号は異議なしとします。

○議案第３号 白井市民プールの指定管理者の指定議案に係る意見聴取について

○井上教育長 議案第３号「白井市民プールの指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」、説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 議案第３号「白井市民プールの指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」、ご説明します。

提案理由でございますが、本案は、白井市民プールの指定管理期間が平成２９年３月３１日で満了となるため、平成２８年第４回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、意見を求められたことによるものでございます。

裏面をお開きいただきたいと思います。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、白井市民プール、所在地は白井市神々廻１７０１番地の１、指定管理者とする団体の名称は、株式会社協栄千葉支店、支店長朝武孝雄、所在地は鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目８番１７号 新鎌ケ谷Ｆタワー５０３号室、指定の期間は平成２９年４月１日から平成３４年３月３１日までの５年間でございます。

次に、議案第３号資料をご覧いただきたいと思います。

団体の概要ですが、株式会社協栄は昭和３９年５月１日に設立をしております。

資産の総額は９，７５０万円、事業収入は過去３年平均で７６億５１３万９，７０９円、従業員数は３，０６５人となっております。

業務内容、資格でございますが、まず、業務内容につきましては、地方自治法に基づく指定管理者制度に関わる指定管理者の業務全般、スポーツ施設の運営管理業務、総合ビルメンテナンス業務となっております。免許登録につきましては、本資料に記載のとおりでございます。

指定管理の実績としましては、当施設、大田区萩中公園水泳場、町田市市立室内プール、裏面になりますが、大村市民プール、横浜市岸谷公園プールの管理実績を有しております。

指定の理由につきましては、指定管理者選定審査会の答申及びこれまでの当該施設の管理運営実績により、適切な管理運営が期待できるということから、指定したいと。

指定の経過でございます。募集経過につきましては、指定管理者の候補者の募集は、公募により実施しております。募集方法については、市ホームページに掲載をしております。受付期間は平成２８年８月１５日から平成２８年９月１５日まで、申請団体数については、株式会社の１団体がございました。

指定管理者選定審査会の審査経過でございますが、平成２８年９月２１日に諮問をしております、平成２８年１０月３日にプレゼンテーションによる審査を行っております。その後、平成２８年１０月２５日に答申となっております。

指定管理者選定審査会での候補者の選定につきましては、サービス等の評価点数及び財務状況に関する評価点数が基準点数を上回った、株式会社協栄千葉支店を白井市民プールの指定管理者の候補者として、決定をしております。

主な選定理由につきましては、アからウまでの３項目で、本資料の記載のとおりとなっております。説明は以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

議案第3号につきまして、質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、議案第3号について、お諮りいたします。

議案第3号について、教育委員会の意見は異議がないものとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第3号は異議なしとします。

○議案第4号 全国学力・学習状況調査結果の公表について

○井上教育長 議案第4号「全国学力・学習状況調査結果の公表について」、説明をお願いします。

○小野学校教育課長 議案第4号「全国学力・学習状況調査結果の公表について」、ご説明します。

資料裏面になりますが、資料1ページをご覧ください。

本施策は、教育施策の課題の検証、学校における教科指導の充実や学習状況の改善を目的として、平成19年度より行っている全国調査です。

この調査は、小学校6年生と中学校3年生が対象で、今年度は4月19日火曜日に行われました。

今年度の調査内容は、小学校、中学校ともに、国語A、国語B、算数A・数学A、算数B・数学B、さらに学習意欲や生活面などの意識調査でした。

なお、昨年度、行われた理科は3年おきに行われているので、今年度は実施されず、次回は、平成30年度に行われます。

また、グローバル化の対応として、平成31年度には英語が実施されることが検討されています。

それでは、白井市の結果をご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

これは小学校国語の結果です。左上にあるレーダーチャート図は、全国を100とした値に対し、本市がどれぐらいの値になるのかを観点別に示してあります。右上には国語A、国語Bに関し、全国と白井市との比較を文書で示しています。また、中ほどには、正解率が高かった事柄を白い四角で、正答率が低かった事柄を黒い四角で、観点ごとに文書で記載しております。

そして、この結果を受けて、各学校に授業改善のポイントを示しております。以下、同じように、3ページには中学校国語、4ページには小学校算数、5ページには中学校数学の結果を示していますので、ご覧ください。よろしいでしょうか。

全体的な傾向としては、記述式の回答に課題があることがわかります。文章を根気強く読解し、根拠を付けて、回答する力が必要であることがわかりました。

次に、生活面の意識調査結果をご説明いたします。

この調査は、85問の質問がありましたが、公表では抜粋して、10問の結果を掲載しました。

資料の6ページから8ページに結果を示してありますので、こちらもご覧ください。

よろしいでしょうか。

それでは、8ページの中段から下段のところになりますが、これらの結果から、わかったことをご説明します。

白井市の子どもたちの様子、上から二つ目の項目をご覧ください。

子供の中で、携帯電話やスマートフォンを所持している児童が63.1%、生徒が84.8%の割

合で、いることがわかりました。これらの機器で事件や事故に巻き込まれたり、友人間のトラブルに発展したりする可能性もあります。引き続き、情報モラル教育を推進していく必要があります。

また、一番下の項目をご覧ください。

白井市の子供は全国と比較すると、読書好きで、なおかつ読書時間が長いことがわかりました。

本市の結果につきましては、教育センター室のホームページで公表していく予定です。なお、学校ごとの結果につきましても、学校ごとに分析を行い、市の公表時期に合わせて、それぞれの学校から保護者にお知らせする予定です。

以上で、全国学力・学習状況調査結果の公表についての説明を終わります。

○井上教育長 ありがとうございました。

議案第4号につきまして、質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第4号について、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第4号は原案のとおり決定します。

○議案第5号 平成28年度教育費補正予算に係る意見聴取について

○井上教育長 議案第5号「平成28年度教育費補正予算に係る意見聴取について」、説明をお願いします。

○染谷教育部長 議案第5号「平成28年度教育費補正予算に係る意見聴取について」、ご説明をいたします。

本案は、平成28年第4回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求められたことによるものでございます。

1ページ及び2ページをお開きください。

こちらは、今回、教育部各課から市長部局の総務部財政課に、予算を要求した補正額の一覧でございます。

最初に、一般会計の歳出につきましては、教育総務課が4件、学校教育課が2件、生涯学習課が1件、文化課が2件、合計は9件で、総額2,070万5,000円となっております。

歳入につきましては、学校教育課の1件で、総額8万9,000円を補正額として、予算を要求しているところでございます。

2ページの債務負担行為につきましては、学校教育課が1件、生涯学習課が3件、合計4件で、総額3億9,722万2,000円を補正額として、予算を要求しているところでございます。

次に、学校給食共同調理場事業特別会計につきましては、歳出が2件で総額162万9,000円、歳入が1件で総額162万9,000円を補正額として、予算を要求しております。この特別会計につきましては、歳入歳出の総額は、同額として対応をしているものでございます。

これらの要求額につきましては、この後、11月中旬以降に補正額が確定しますので、確定しました補正予算額につきましては、次回の12月定例会で報告をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、順次、担当課長等からご説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○小野学校教育課長 学校教育課でございます。それでは、3ページをご覧ください。

補正内容について、ご説明いたします。

歳出、指導費、9款1項3目、学校安全対策事業、補正額合計、88万3,000円でございます。

補正理由につきましては、七次台小学校の通学路のうち、西白井3丁目と桜ヶ丘住宅を結んでいる市道の道路改良工事に伴い、既設防犯灯を移設及び処分するため、所要額を補正するものでございます。補正額の積算根拠としては、業者からの見積金額に基づきまして、市職員が工事費を設計後、計上したものでございます。以上でございます。

○染谷教育部長 続きまして、4ページをご覧ください。以降の教育総務課分について、ご説明をいたします。

歳出、学校管理費、9款2項1目02事業、小学校管理運営に要する経費、補正額としては、209万5,000円でございます。補正内容につきましては、13節委託料、摘要14、樹木管理委託料、補正額209万5,000円でございます。

補正理由につきましては、清水口小学校内の樹木の落ち葉が原因で、学校に隣接している道路の冠水被害が度々発生しているため、樹木の伐採及び選定を行うものでございます。補正額の積算につきましては、業者からの見積金額を基にして、市職員が委託料を設計後、計上したものでございます。

この樹木管理委託料の支出額につきましては、373万4,640円を見込んでおりますが、現在、執行残の予算が163万9,640円ありますので、これを一部充当することから、補正額はその差額となる209万5,000円としているものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

歳出、学校管理費、9款2項1目03事業、小学校施設整備に要する経費、補正額につきましては、5ページ及び6ページの2項目の合計となっております、753万円でございます。

補正内容につきましては、2件で15節工事請負費、摘要09、給水設備改修工事、補正額389万4,000円、次に、摘要71、電気設備改修工事、補正額92万円、合計としては481万4,000円でございます。

この給水設備改修工事の補正理由につきましては3件ありまして、まず、白井第二小学校においては、地下水を受水槽へ送る圧力タンクが漏水しているため、修繕を行うものでございます。次に、池の上小学校においては、受水槽及び高架水槽は経年劣化により光を透過してしまうため、外面を再塗装するものでございます。また、破損した電極ボックスを交換するものでございます。桜台小学校においては、受水槽内の内面パネルが破損しているため、交換をするものでございます。

次に、電気設備改修工事の補正理由につきましては、第一小学校において、体育館の電動スクリーンが故障し、修理不能の状態でありますので、学校運営に支障が生じていることから、電動スクリーンの撤去、新設を行うものでございます。なお、補正額の積算につきましては、それぞれ業者からの見積金額を基にして、市職員が工事費を設計後、計上したものでございます。

6ページに移りまして、補正内容につきましては、18節備品購入費、摘要01、管理用備品、補正額271万6,000円でございます。補正額の内訳については2件で、白井第三小学校が158万5,000円、七次台小学校が113万1,000円で、補正額の合計としては271万6,000円でございます。補正の理由につきましては、白井第三小学校と七次台小学校において、平成29年5月の基準日において、児童数及び学級数の増が見込まれるため、不足している備品をそれぞれ整

備するものでございます。補正額の積算につきましては、業者からの見積金額を基にして、市職員が備品購入費を設計後、計上したものでございます。

7 ページに移りまして、歳出、学校管理費、9 款 3 項 1 目 0 2 事業、中学校管理運営に要する経費、補正額としては 1 6 3 万 6, 0 0 0 円でございます。補正内容については 2 件ありまして、1 3 節委託料、摘要 1 4、樹木管理委託料、補正額 1 1 3 万円でございます。次に、摘要 2 1、清掃業務委託料、補正額 5 0 万 6, 0 0 0 円、補正額合計としては 1 6 3 万 6, 0 0 0 円でございます。

樹木管理委託料の補正理由につきましては、白井中学校のテニスコートフェンス外側にあります樹木については、高木となっていて、隣接している民家に支障を来しているため、伐採及び強剪定を行うものでございます。補正額の積算につきましては、業者からの見積金額を基にして、市職員が委託料を設計後、計上したものでございます。

樹木管理委託料の支出額につきましては、実質的には 1 9 2 万 7, 8 0 0 円を見込んでおります。

現在の執行残の予算が 7 9 万 7, 8 0 0 円ありまして、これを一部充当することから、補正額はその差額となります 1 6 3 万 6, 0 0 0 円としているものでございます。

次に、清掃業務委託料の補正理由につきましては、桜台中学校校舎の雨漏り被害が発生しているため、屋上部分のうち、水下側、水の流れる側に堆積している土砂や自生している草木の除去を行うものでございます。補正額の積算につきましては、業者からの見積金額を基にして、市職員が委託料を設計後、計上したものでございます。

次に、8 ページをご覧ください。

歳出、学校管理費、9 款 3 項 1 目 0 3 事業、中学校施設整備に要する経費、補正額は 8 ページ及び 9 ページの 2 項目の合計となっております、7 5 2 万 8, 0 0 0 円でございます。

補正の内容につきましては、1 5 節工事請負費、摘要 1 2、給水設備改修工事、補正額 1 8 6 万 7, 0 0 0 円でございます。補正理由につきましては、七次台中学校の受水槽及び高架水槽の外面板ネルの接合ボルトで、錆が発生しているため、交換をするものでございます。また、管理用フェンスが壊れ、崩れかかっているため、交換するものでございます。補正額の積算につきましては、業者からの見積金額を基にして、市職員が工事費を設計後、計上したものでございます。

9 ページをご覧ください。

補正内容につきましては、1 8 節備品購入費、摘要 0 1、管理用備品、補正額 5 6 6 万 1, 0 0 0 円でございます。補正額の内容については 3 件ございまして、大山口中学校が 1 1 3 万 2, 0 0 0 円、南山中学校が 1 7 2 万 5, 0 0 0 円、七次台中学校が 2 8 0 万 4, 0 0 0 円で、補正額の合計としては 5 6 6 万 1, 0 0 0 円でございます。

補正の理由につきましては、大山口中学校が、平成 2 9 年 5 月の基準日において、生徒数の増が見込まれるため、不足している備品を整備するものでございます。南山中学校と七次台中学校につきましては、同じく平成 2 9 年 5 月の基準日において、生徒数及び学級数の増が見込まれるため、不足している備品をそれぞれ整備するものでございます。なお、補正額の積算につきましては、業者からの見積金額を基にして、市職員が備品購入費を設計後、計上したものでございます。

以上で、教育総務課の補正予算請求額の説明を終わります。

○小野学校教育課長 続きまして、1 0 ページをご覧ください。学校教育課でございます。

歳出、教育振興費、9 款 3 項 2 目 0 3 中学校特別支援教育就学援助に要する経費、補正額は 1 7 万

9, 000円でございます。補正内容は20節扶助費、摘要52、特別支援教育就学奨励費、17万9, 000円でございます。

補正理由につきましては、国の補助基準の見直しにより、補助項目の補助単価が増額になったこと及び、各支給費目の支出見込額が当初予定額より増えることから、予算に不足が生じるため、所要額を補正するものでございます。

補正額の積算根拠としましては、中段の表でございますが、学用品費から交流学习費までの9支給費目において、支出見込額の合計から当初予算額の合計に対する差額、この不足額を計上したものでございます。

以上でございます。

○小松教育部参事 文化課でございます。11ページをご覧いただきたいと思います。

歳出、社会教育総務費、9款4項1目06事業、文化財審議会委員に要する経費、補正額は5, 000円でございます。

補正の内容については、9節旅費、摘要01、費用弁償ということで、文化財審議会委員さんが市役所まで来るための電車代等の経費となります。

補正理由については、当初、文化財審議会委員さんとして、8名の委員さんの予算を計上しておりました。年度当初につきましては、7名の委員さんの委嘱でしたが、新たに適任者が見つかりまして、9月5日に1名の委員を追加で委嘱しました。

これから、会議や研修等が3回ほどありますので、委員報酬については、年度当初から予算を持っていましたが、9節旅費については予算計上がございませんでしたので、今後、市役所に来るための旅費について、所要額5, 000円を補正するものでございます。

以上でございます。

○鈴木生涯学習課長 生涯学習課でございます。12ページをご覧いただきたいと思います。

歳出、学習等供用施設費、9款4項4目02事業、富士センター管理運営に要する経費でございます。こちらにつきましては、13ページになりますが、13節委託料と18節備品購入費、こちらの補正額を含めた額になります。補正額の合計につきましては、83万8, 000円でございます。

それでは、それぞれの内容についてご説明をいたします。

まず、11節需用費、摘要07、修繕料でございます。補正内容につきましては、視聴覚室の床カーペットの交換でございます。補正額につきましては、28万円でございます。補正理由につきましては、視聴覚室の床カーペットが老朽化により、カーペットの間に隙間が出きている状況でございます。利用者が、カーペットの隙間に足を引っ掛けて、倒れそうになるという事例が発生していることから、利用者の安全を確保するため、床カーペットの交換を行うもので、このための所要額を補正するものでございます。こちらの積算につきましては、業者からの見積額を基にして、市職員が修繕料を設計後、計上したものでございます。

次に、13ページをご覧いただきたいと思います。

13節委託料、摘要38、廃棄物処理委託料、補正額につきましては、5万4, 000円でございます。補正理由につきましては、現在、不具合の机が10台ありますので、その机を廃棄処分するため、廃棄物処理委託料を補正するものでございます。こちらの積算につきましては、業者からの見積額を基にして、市職員が委託料を設計後、計上したものでございます。

次に、18節備品購入費、摘要01、管理用備品、補正額につきましては、50万4,000円でございます。補正内容につきましては、机20台を購入するものでございます。補正理由といたしましては、机が老朽化しておりまして、所々壊れた箇所がございます。利用者の安全を確保するため、機の交換を行うものでございます。机は、今までに10台を廃棄し、現在の在庫は37台でございます。今回、不良箇所のある机10台を廃棄し、当初の台数を整備するためには20台が必要となるため、所要額を補正するものでございます。積算につきましては、業者からの見積額を基にして、市職員が備品購入費を設計後、計上したものでございます。以上でございます。

○小松教育部参事 文化課でございます。14ページをご覧くださいと思います。

歳出、文化会館費、9款4項9目01事業、文化会館管理運営に要する経費、補正額については、1万1,000円でございます。補正内容につきましては、7節賃金、摘要01、臨時職員賃金となります。補正理由につきましては、平成28年10月1日から千葉県最低賃金の改定がございまして、市の臨時職員につきましても、これまで1時間当たり、840円でしたが、これを850円に改定したことから、その差額分について、所要額を補正するものでございます。積算根拠としましては、本年10月から来年3月までの勤務時間の見込数、1,073時間に差額分10円を掛けて、所要額を見込んでおります。以上でございます。

○小野学校教育課長 15ページをご覧ください。学校教育課でございます。

歳入、教育費国庫補助金、14款2項5目、特別支援教育就学奨励費補助金、補正額については、8万9,000円でございます。補正内容は、01節、教育費補助金、摘要04、特別支援教育就学奨励費補助金、中学校分で8万9,000円となっております。補正理由につきましては、特別支援教育就学奨励費については、市の歳出に対し、2分の1の経費相当額が国庫補助金の対象となるため、歳出補正額の2分の1相当額を歳入予算として補正するものでございます。

積算根拠としましては、中段にあります。先ほど、10ページでご説明した中学校特別支援教育就学援助に要する経費、扶助費、補正額17万9,000円の2分の1相当額として、8万9,000円を計上したものでございます。

続けて、16ページをご覧ください。

債務負担行為の設定でございます。債務負担行為の名称につきましては、桜台小・中学校給食調理業務委託料でございます。債務負担行為の設定期間につきましては、平成29年8月から平成32年7月までの3年間でございます。限度額につきましては、1億2,431万7,000円でございます。資料16ページ中段の表のとおり、平成29年度から平成32年度に分けて、支出を予定しております。平成29年8月からの委託料につきましては、月額300万円から400万円の支出になる見込みでございます。

設定理由につきましては、桜台小中学校の給食管理、調理、安全・衛生管理等についての業務を3年間にわたり委託するものでございます。当委託契約は今年度中に委託業者選定委員会を立ち上げ、業者を募集する必要があることから、今年度中に債務負担行為を設定し、次年度以降の予算を確保するものでございます。以上でございます。

○鈴木生涯学習課長 生涯学習課でございますが、17ページをご覧ください。

債務負担行為の設定でございます。まず、名称につきましては、白井市白井駅前公民館指定管理料でございます。債務負担行為の期間につきましては、平成29年度から平成31年度までの3年間で

ございます。限度額につきましては、5, 181万5, 000円でございます。事業費の限度額内訳につきましては、白井市白井駅前公民館の指定管理料、5, 181万5, 000円でございます。

白井駅前センターにつきましては、公民館、児童館、老人憩いの家からなっており、指定管理者による管理運営を行っておりますけど、公民館部分についての指定管理料となっております。

設定理由につきましては、白井市白井駅前公民館の現指定管理期間が、本年度末をもって満了となることから、平成29年4月1日以降の施設管理について、指定管理者制度を継続するに当たり、本年度中に協定を締結する必要があるため、債務負担行為を設定し、次年度以降の予算を確保するものです。

支出予定額につきましては、平成29年度は1, 725万1, 000円、平成30年度は1, 723万9, 000円、平成31年度は1, 732万5, 000円で、合計は5, 181万5, 000円でございます。

次に、名称につきましては、白井市学習等供用施設指定管理料でございます。債務負担行為の期間につきましては、平成29年度から平成31年度の3年間でございます。限度額につきましては、9, 974万4, 000円でございます。事業費の限度額内訳につきましては、白井市学習等供用施設の指定管理料9, 974万4, 000円でございます。

白井市学習等供用施設は、市内の複合センターと同様の事業を展開しており、次年度より指定管理者による管理運営を行うため、それに伴う管理運営経費となります。設定理由につきましては、次年度より指定管理者による管理運営を行うことから、平成29年4月1日以降の施設管理について、本年度中に協定を締結する必要があるため、債務負担行為を設定し、次年度以降の予算を確保するものでございます。支出予定額につきましては、平成29年度は3, 313万3, 000円、平成30年度は3, 313万3, 000円、平成31年度は3, 347万8, 000円、合計は9, 974万4, 000円でございます。

続きまして、18ページをご覧いただきたいと思います。

名称につきましては、白井市民プール指定管理料でございます。債務負担行為の期間につきましては、平成29年度から平成33年度までの5年間でございます。限度額につきましては、1億2, 134万6, 000円でございます。

事業費の限度額内訳につきましては、白井市民プールの指定管理料、1億2, 134万6, 000円でございます。設定理由につきましては、白井市民プールの現指定管理期間が、本年度末をもって満了となることから、平成29年4月1日以降の施設管理について、指定管理者制度を継続するに当たり、本年度中に協定を締結する必要があるため、債務負担行為を設定し、次年度以降の予算を確保するものでございます。支出予定額につきましては、平成29年度は2, 408万4, 000円、平成30年度は2, 408万4, 000円、平成31年度は2, 411万8, 000円、平成32年度は2, 453万円、平成33年度は2, 453万円、合計は1億2, 134万6, 000円でございます。説明は、以上でございます。

○小野学校教育課長 それでは、19ページをご覧ください。

学校給食共同調理場で、学校給食共同調理場事業特別会計でございます。

歳出、一般管理費、1款1項1目04事業、給食総務事務に要する経費、補正額としては2, 000円でございます。この補正内容につきましては、7節賃金、摘要53、臨時職員賃金、用務員の臨

時職員賃金ということで、補正額は２，０００円でございます。

補正理由につきましては、一般会計と同様に、千葉県最低賃金の改定に伴い、臨時職員賃金の１時間当たりの単価を改正したことから、今後、不足が見込まれる所要額について、補正するものでございます。

続きまして、２０ページをご覧ください。

給食事業費、２款１項１目０１事業、給食事業に要する経費、補正額合計は１６２万７，０００円でございます。補正内容としましては、１１節需用費、摘要０７、修繕料、補正額は１００万円でございます。

補正理由につきましては、調理場内のボイラー及び食器食缶洗浄機等の機械設備の老朽化により、修繕頻度が高くなっており、既に修繕料が９割以上を執行していることから、今後の不測の修繕に対処するため、所要額を補正するものです。補正額の積算根拠としましては、点検業者から指摘のありました給食設備修繕の見積額を参考として、計上しています。

次に、１８節備品購入費、摘要０７、給食用備品、補正額は６２万７，０００円でございます。補正理由につきましては、来年度、クラスの増加が見込まれる小中学校の給食運搬用コンテナ２台を今年度中に整備するため、所要額を補正するものでございます。補正額の積算根拠としましては、業者からの見積金額を基にして、計上しています。歳出の説明は以上でございます。

続きまして、２１ページをご覧ください。

歳入、繰越金、３款１項１目、繰越金、補正額は１６２万９，０００円でございます。補正理由につきましては、特別会計においては、歳入・歳出を同額に調整する必要があるため、歳出の補正に伴い、歳入の不足分を平成２７年度からの繰越金を増額補正して、対応するものでございます。

歳入の説明は以上でございます。学校給食共同調理場事業特別会計の説明は、以上で終わります。

○井上教育長 ありがとうございます。

議案第５号につきまして、質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第５号について、お諮りいたします。

議案第５号について、教育委員会の意見は異議がないものとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第５号は異議なしとします。

それでは、ここで一旦、休憩とさせていただきます。

再開は、午後３時４５分にしたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後３時３２分 休 憩

午後３時４５分 再 開

○協議第１号 七次台小学校の増築について

○井上教育長 それでは、会議を再開いたします。

次に、協議第１号「七次台小学校の増築について」、説明をお願いします。

○小野学校教育課長 それでは、協議第１号「七次台小学校の増築について」、ご説明いたします。

裏面の１ページをご覧ください。

1、協議事項につきましては、七次台小学校区の児童数の増加に伴い、教室に不足が生じることから、七次台小学校校舎の増築を行うことについて、協議するものでございます。

2、経緯につきましては、七次台小学校区における児童数は、西白井三丁目、四丁目地区の通学区域を平成25年度に大山口小学校区から七次台小学校区へ変更したことや、根地区における宅地開発により増加をしており、平成31年度から33年度がピークと見込んでおります。

また、こうした宅地開発における住宅への入居状況は、若年ファミリー層が中心となっていることから、児童の増加人数が多く、今後、七次台小学校の教室数に不足が生じることが確実となっているため、必要な対策を講じる必要があります。

3、推計の方法につきましては、こちらは4ページ、5ページの推計資料と併せてご覧ください。

4ページにつきましては、平成29年度から平成47年度までの長期的な推計で、5ページにつきましては、平成29年度から平成34年度までの短期的な推計でございます。

1ページの方にお戻りください。

(1) 平成29年度から平成34年度までの短期的な推計については、次のとおり作成しました。

①1クラスの定員数は、県基準学級の1・2学年35人、3年生から6年生までは38人としています。②2学年から6学年については、平成28年10月1日現在の在籍人数を学年進行し、宅地開発による増加人数を加えています。③新1学年については、平成28年10月1日現在、住基人口から学齢年齢の人数を学年進行し、宅地開発による増加人数を加えています。また、在住者に加え、他の学区からの変更があるため、さらに住基人口に3名を加えています。④宅地開発による増加人数については、開発許可等の事務処理を市が行うこととなった平成26年4月以降、宅地開発の申請がされていないことから、次のとおり算出しました。

平成24年度以降の開発申請473戸から、平成28年度までに入居済みの166戸を除く、307戸を増加見込み戸数としています。1戸、1世帯当たりの児童発生率を0.45人とし、平成32年までの5年間で入居すると仮定しています。平成28年から平成32年までの増加見込みは、基準とした307戸掛ける0.45で138人です。この138人を5年間で割って、さらに6学年分で割ります。138割る5割る6で、1学年当たり5人という計算になります。平成28年度については、残り5カ月となりますので、1学年当たり2人と見込んでおります。

(2) 平成35年度以降から平成47年度までの長期的な推計については、4ページをご覧ください。こちらは白井市第5次総合計画の策定に向けた人口推計報告書、平成26年12月に作成されたものですが、この報告書における小学校区別の推計結果を基に作成しました。

4、教室の過不足につきましては、推計の結果、平成29年度が1クラス、平成30年度は2クラス、平成31年度から平成33年度までが3クラス、平成34年度から37年度までが2クラス、平成38年度が1クラスの不足を生じ、平成39年度以降から不足がなくなると見込んでいます。

5、対応策につきましては、平成27年度より、普通教室保有数24クラスに対し、25クラスが必要なため、既に1クラスの不足が生じておりますが、第1校舎の保健室の隣の相談室を特別支援学級に転用することで対応しております。平成29年度の1クラスの不足については、平成28年度と同様に、相談室を特別支援学級に転用することで対応する予定です。平成30年度の2クラスの不足については、相談室の転用と、普通教室を使用している特別支援学級を分割して2教室とすることで対応しますが、平成31年度から平成33年度までの3クラスの不足に対しては、どのように対応し

ても1クラスの不足が生じてしまいます。この3クラスの不足については、現在の学校施設の中では、その他の対応方法が見つからないため、増築が必要となります。

増築については、将来の生徒数の減少後の複合施設利用を考慮し、安価で保守メンテナンスが容易な方法を選択し、現校舎と同等の施設増設ではなく、安価な独立棟で検討しております。その際、学校運営の効率性や給食配膳などの問題を考え、図書室を普通教室2室に転用し、図書室を独立棟で設置することを検討しております。これは、昨年12月に協議していただいた大山口中学校と同様の対応となります。

6、概算費用等につきましては、施設規模は平屋建て新図書室の設置では約210平方メートル、63.6坪、図書室、図書準備室、玄関を備え、最大蔵書数、現在は9,390冊ですが、1万2,160冊を見込んでおります。

既存校舎の一部を改修することについては、既存図書室、現在の図書室143平方メートルを2つの教室に分けて、いずれも普通教室として使用できるように改修し、既存普通教室と同等の家具、設備等を備えるものとします。

裏面の3ページをご覧ください。建設費につきましては、設計費として1,231万2,000円、工事費は8,100万円でございます。この内訳は、新図書室本体増築で約4,000万円、既存校舎一部改修で約1,000万円、増築に伴う法適合改修で約700万円、増築に伴う外構改修で約300万円、これらに対する諸経費で約1,500万円、工事価格に対する消費税としては約600万円を見込んでいます。

工期については平成29年度に実施設計を行い、平成30年度に建築工事を行います。新図書室は平成30年度の11月末までに部分引き渡しを行い、12月に引っ越しを行います。既存校舎一部改修は、騒音を伴う撤去工事を冬休み中心に行い、2月末までに引渡しを行い、3月に購入備品の搬入、設置を行う予定でございます。国庫補助金については、公立学校施設整備費国庫負担金、補助率は2分の1でございます。

学童保育施設との関係につきましては、七次台学童保育所については、平成23年度に通学区域の変更に伴い、七次台小学校の児童数が増えることから、プレハブ校舎に学童保育所を併設する形で整備し、平成24年度から現在の場所で学童保育所を運営しております。

当初は、その場所で学童保育所と普通教室2室として整備しましたが、児童数の増加に伴い、学童の利用人数も増加したため、現状としては、三つの部屋全てを学童保育所として使用しております。

学童保育所を新たに建設し、現施設を学校の普通教室として使用することも検討しましたが、通常の校舎内の教室と比較すると、現在の学童保育所の部屋、教室ですが、学習環境に差が生じること、また、学童施設の移転となり、それぞれの保護者等からの理解が得られないことも考えられますので、学童施設は現状のまま利用し、学校施設の改修、増築で対応することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、協議第1号につきまして、質問等がありましたらお願いします。

○川嶋委員 独立棟で設置するということは、七次台小学校の図面から見て、どの辺りに建ちますか。

○小野学校教育課長 第1校舎と体育館の通路の所から、向きとしては北向きの方です。駐車場の中に、独立棟として建てる予定です。

○川嶋委員 地図はありますか。

○小野学校教育課長 地図ですか。

○井上教育長 すみません、少しお待ちください。

○染谷教育部長 第1校舎と第2校舎の間です。それで、体育館に並んだ場所でございます。ですから、体育館があって、第1校舎と第2校舎があります。その後ろに受水槽がありますよね。その空いたスペースです。給食の搬入口がありますけど、そこでございます。ですから、体育館の西側というか、南側というか、駐車場として使用している場所ではありませんので。

○井上教育長 今、地図を用意しますので、地図が来たらはっきりわかります。

○染谷教育部長 今はその予定ですけど、詳細の調査をしないことには、下にどのような埋設管があるのか、それによっても変わってきます。ただし、学童保育所の奥の空き地になると、校舎をつなぐ渡りが設置できないので。距離が長いこと、それから分断をしてしまいますので、一番いい所と見た場合には、体育館側の校舎の間、あるいは反対側の校舎の間になりますけど。

○川嶋委員 学校経営、私には関係ない話かもしれないけど、ここは職員の車がいつも停まっていますよね。今、七次台小学校は職員数も増加していますし、保護者がお迎えの際に車で来ることがあります。それが、交通渋滞しているようで、雨の日とか、お稽古事などでお迎えに来る時の車が渋滞しているような状態ですけど。駐車場は大丈夫ですか。

○染谷教育部長 駐車場につきましては、学童保育所の奥側にある空き地を増設する予定でいます。駐車場の台数は減らしませんので。

○川嶋委員 そうですか。ほっとしました。ありがとうございます。

○井上教育長 ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、協議第1号につきまして、お諮りいたします。

協議第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、協議第1号は原案のとおり決定いたします。

○報告第1号 白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について

○井上教育長 次に、報告第1号「白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」、説明をお願いします。

○小野学校教育課長 報告第1号「白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」、ご説明します。

本案は、白井市学校給食共同調理場運営委員会の委員に欠員が生じたため、白井市学校給食共同調理場設置条例第4条第4項の規定により、新たな委員を委嘱したので報告するものでございます。

裏面をご覧ください。委員の選出につきましては、選出区分に係る選出団体からの推薦により選任しております。教育機関の職員の人事異動に伴い、新たに白井中学校の小泉淳一校長に委嘱したものです。なお、委員の任期につきましては、平成28年10月1日から平成29年7月31日までの前任者の残任期間となります。以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、報告第1号につきまして、質問等がありましたらお願いします。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第1号につきましては、終わりにいたします。

○報告第2号 使用料及び手数料の見直しについて

○井上教育長 報告第2号「使用料及び手数料の見直しについて」、説明をお願いいたします。

○鈴木生涯学習課長 報告第2号「使用料及び手数料の見直しについて」、ご説明します。

提案理由につきましては、本案は、社会教育施設及びスポーツ施設の使用料及び手数料について、市の使用料・手数料の考え方に基づく、見直し結果と対応について、その方針が決定しましたので報告するものでございます。

裏面の1ページをご覧ください。

別紙、報告第2号、1. 使用料・利用料金の見直し方針についてでございます。

(1) 現在のコストを算出しまして、使用料・利用料金は受益者負担率100%とするものでございます。その使用料の計算式は、こちらに記載のとおりでございます。

(2) 急激な上昇を避けるため、見直しは、現在の使用料・利用料金の1.5倍の金額までとすることとしております。使用料については、施設等の利用の金額、使用料条例などの条例において規定する。収入は市の収入となります。利用料金については、指定管理者施設における施設の利用の金額でございます。設置管理条例に規定する料金、これは内税になっております。以下の金額で、指定管理者が決定するものでございまして、収入は指定管理者の収入となります。

(3) 算定の例外につきましては、真にやむを得ない理由により、算定の結果と異なる手数料を定める場合は、別途協議し、決定することとしております。

2. 見直し結果については、(1) 受益者負担率100%まで金額を見直す使用料・利用料金、これは、受益者負担率100%、又は、コストが現行の使用料・利用料金の1.5倍以上の場合、今回は1.5倍までに変更するものでございます。

これは、①西白井公民館利用料金、②白井駅前公民館利用料金、③桜台公民館利用料金、④青少年女性センター利用料金、⑤学習等供用施設使用料、⑥プラネタリウム使用料、⑦都市公園使用料、こちらは競技広場、庭球場、照明灯です。⑧運動公園利用料、こちらは運動公園競技広場、運動公園内庭球場、陸上競技場でございます。

(2) 見直しを行った結果、受益者負担率100%のため、金額の変更を行わない使用料・利用料金につきましては、コストの算定結果が、既に受益者負担率100%相当額のため、変更しないもので、①市民プール利用料金でございます。

2ページにわたりますが、(3) 見直しを行った結果、受益者負担率100%としない使用料・利用料金につきましては、①文化会館使用料で、基本使用料と付帯設備の使用料でございます。

(4) 見直しを行った結果、原則どおりの見直しはできないが、見直しにより近隣市町等との均衡を図る使用料につきましては、該当がございません。

3. 指定管理者との調整については、今後、指定管理者が管理する施設の利用料金を見直すため、利用料金の協議と指定管理料の削減等の協議を指定管理者と行います。

4. 使用料・手数料等の減免の対応については、使用料の減免については、各担当部署が要綱を定めて実施しております。利用料金の減免は、指定管理者の権限でございますが、何を減免するかの指

定がないため、指定管理者によって、ばらつきが生ずる可能性があることなどから、統一的な基準等が必要となっております。このため、今回の見直しに伴う影響が大きい使用料・手数料の減免については、今後、市の方針である、使用料・手数料の減免の在り方を定め、市民に公表し、使用料・手数料の減免の見直し作業を行うこととします。

5、使用料・手数料の改定等のスケジュールについては、使用料・手数料の定期見直しにおいては、平成29年4月からの新たな使用料・手数料の施行としておりましたが、統一した減免基準等を作成することから、1年間延期をすることとなりました。

- (1) 平成29年9月に、使用料・手数料の減免の考え方を策定する予定でございます。その後、
- (2) 平成30年4月に、新たな使用料・手数料を施行する予定でございます。

6、各施設の見直し内容については、3ページから5ページにわたりますが、(1)社会教育施設でございます。①公民館につきましては、受益者負担100%まで金額を見直すと、各施設の同種の施設は、こちらは調理室、視聴覚室、リクリエーションホールなどでございますけど、同じ使用料・利用料金とすることとしております。

昼間と夜間につきましては、これまで利用料金が分かれておりましたが、この利用料金を統一するものでございます。各施設の料金につきましては、資料の一覧表のとおりでございます。個別に説明しますと長くなりますので、こちらの表のとおりということで、ご了解をいただきたいと思います。

4ページになりますが、②プラネタリウム館につきましては、受益者負担100%まで金額を見直すものでございます。子供料金については、教育的観点等から現行どおりとして、また、大人区分は高校生以上としていましたが、18歳以上に改めることとしております。当施設の料金につきましては、資料の一覧表のとおりでございますが、子ども料金については改定なしとしています。

③文化会館につきましては、大ホール、中ホール、練習室、附帯設備を含みますが、受益者負担率100%としないと。当施設の料金につきましては、資料の一覧表のとおりでございますが、全て改定なしでございます。

7ページにわたりますが、(2)スポーツ施設につきましては、①都市公園施設、白井運動公園施設を除くものでございますが、受益者負担100%まで金額を見直すものでございます。各施設の同種の施設、競技広場、庭球場につきましては、同じ使用料・利用料金とするものでございます。照明灯につきましても、受益者負担100%まで金額を見直すということです。これらの施設の料金につきましては、資料の一覧表のとおりでございます。

②白井運動公園施設につきましては、受益者負担100%まで金額を見直すものでございます。各施設の同種の施設、競技広場、庭球場につきましては、同じ使用料・利用料金とするものでございます。なお、陸上競技場の入場料の類を徴収しないで専用利用する場合の高校生、大学生及び小・中学生の利用料金については、教育的観点等から、高校生、大学生の利用料金の値上げ上昇率を緩和し、小・中学生の利用料金は現行どおりとしています。当施設の料金につきましては、資料の一覧表のとおりでございます。

③市民プールにつきましては、受益者負担率100%のため、金額の変更は行わないということでございます。料金の改定はありません。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

○井上教育長 報告第2号につきまして、質問等がありましたらお願いします。

○石亀委員 例えば、プラネタリウム館ですが、大人の区分は見直され、18歳以上で値上げされる予定ということですが、シルバー料金とかは、特にないですか。結構、料金が上がると来にくいという年代がいらっしゃるのかなということがあって、例えば、65歳、70歳以上の方は団体料金でいいとか、そういうような検討を行うご予定はないですか。ゆくゆくは、ほとんどがシルバーになってしまうかもしれないけど、いかがでしょうか。

○染谷教育部長 福祉の観点ではないかと思います。それについては、使用料や手数料で規定することではなくて、福祉サービスとして、例えば高齢者65歳ですかね、どういうふうに設定するのかはわかりませんが、割引制度を福祉部門でつくるということであれば、それはそれで必要かなと思いますけど。

その辺については、減免を含め、今後、1年間をかけて議論することになっていますので、現在の減免というものは登録された団体に対しての減免ですが、本来はその団体なり個人が行う事業について減免をすべきではないのかというようなこともあります。

ですから、減免の規定を細かく詰めていかなければいけないと思います。その中に高齢者なり障害者なりが入ってくるということはあると思います。ただし、基本的には使用料・手数料の中で議論することではなく、減免あるいは福祉サービスの中で議論をしていただくような形になると思います。以上です。

○小林委員 確認ですけど、これらの施設の運営に係る費用の一部を手数料としてもらっていたものを、係る費用の全額を受益者からいただくというような計算ですよね。そうすると、指定管理者が行っている場合には、普通なら職員に支払う予算を指定管理者に支払うということだと思いますけど、その指定管理者と市の関係、何かありますか。というのは、例えば、利益は出ないかな、そのような関係はどうなっていますか。

○鈴木生涯学習課長 指定管理者との関係については、例えば、指定管理者との間では、協定を締結しておりますけど、その中では、利用料金を基に収入がどれだけあるのかというような形で、指定管理料を定めております。今回は、1年間延びましたが、その中で料金が変わってくることになれば、改めて指定管理料を計算させていただき、再度、協定内容を見直していきます。

例えば、今まで収入が100円あったものが、仮に今度利用料が150円に上がった場合、もともとの収入の計算と、150円の収入の計算がありますので、基本的には、その差額部分のところでは調整が出てくることになろうかと思います。それは、元の計算が変わってくるということでございますので、そこは指定管理者と調整をさせていただいて、指定管理料の変更に至る場合もございます。

今まで、教育委員会議の中でもご説明しましたが、指定管理者が利用料金を定めている場合、もともと条例で定めた利用料金より高く設定することはできませんが、下げて設定することはできますので。また、指定管理者が、自分たちの経営の中で、どこまでできるのかということは考えられることがあるかもしれませんが、条例で料金が変わってくるのであれば、その料金によって、改めて指定管理料の計算をさせていただいて、協議するということになります。

○小林委員 そうすると、例えば、教育施設の自主事業とかありますよね。その時、普通は使用料を支払って、その所を使われていますが、自主事業でやる場合、例えば講師に支払ったりしますよね。そういう施設で、与えられる予算の中でやっていると思いますけど、指定管理者の場合は市の職員がやっても同じですか。

○染谷教育部長 指定管理者と使用料の関係につきましては、利用料金は全て指定管理者の収入でございます。ですから、指定管理者が自己努力で、講座とかを開催し、会議室や研修室など、回転をうまくすれば収入が上がりますから、指定管理者の収入拡大につながります。これは、やはり収入を拡大させる意欲を持っていただくという、メリットがございます。ですから、今回の見直しに当たり、使用料・利用料金が上がったり、下がったりします。

それは、当初の計画で見込んだ収入が確保できるものとできないものが出てきます。今後、指定管理者と協議して、収入増、収入が上がるものについては指定管理料の減額、それから収入が減るもの、値下げによって、減るものについては増額というような協議を行ってまいります。

今の質問にありました講師とかの謝礼につきましては、自主事業運営の中で各指定管理者が収入として、市からの委託金をもって賄うということが一つで、もう一つは講座などについては、実費負担を求めることができますので、教材費とか、場合によっては講師の派遣費用は実費として徴収することは可能ですので、それは指定管理者のサービス水準によって変わってくると思います。

○小林委員 ということは、ここで算出している数字は平均的な数字で、要するに、グループで人が来れば、それだけ収入は上がるということですよね。

○染谷教育部長 はい、そのとおりです。指定管理者が努力をすれば、するほど収入が上がってくるということになります。ただ、もともとの契約の基準がありまして、予定収入を見込んでいますから。

例えば、収入が年間1,000万、支出が3,000万であれば、その差額2,000万については市の委託料になりますので、収入の1,000万と支出で差し引きゼロとできるようになれば望ましいですが、経費削減と収入増の努力で、指定管理者は利益を上げていくということになっていますので、一概にどちらがいいのかということとはわかりませんが。

指定管理者にとっては、例えば、今回、減免の規定をはっきりさせるということになってくると、減免された分についての収入が減りますから、その部分は市が補填をしていかなければいけないと思います。これは、慎重に、市の基準をつくっていかなければいけないということで予定しております。

あとは、指定管理者に努力をしていただいて、稼働率を上げてもらうことが一番だと思います。

○井上教育長 ほかにございますか。

○小林委員 指定管理者にしろ、直営にしろ、それぞれの社会教育施設については、この料金で赤字になる所とか、現状でそういう状況はどうですか。

○鈴木生涯学習課長 赤字、黒字というものは、難しいところではありますけど、例えば、わかりやすく言うと、市民プールについては、指定管理者のいろいろな自主事業の努力、飲食とか、物販もやっている。そういう部分では、ある程度の収入がありますけど、それは幾ら努力しても、天候で左右されるというようなところがありまして、その年度によっては、黒字になる場合もありますし、赤字になる場合もあるという状況でございます。

各公民館については、もともとの利用料金、非常に収入が少ないもので、その影響というものがどれだけあるのか、何とも言えませんが、どちらかと言うと、指定管理料で賄っていただいている。

先ほど、教育部長から説明がありましたけど、減免ですね。減免ということで、社会教育認定団体は、料金が大幅免除されている状況がありますので、それを想定して、指定管理料については、実績を基にして設計をさせていただいていますので、現状ではプラスマイナスが大きくなっている、差があるようなことはないと思いますけど、詳しい数字が手元に持っていないので、大変申し訳ござい

せん。

○小林委員 わかりました。

○井上教育長 ほかに質問等はよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、これで報告第2号については、終わりにいたします。

【非公開案件】 ○報告第3号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

○井上教育長 最後に、その他ですけど、その他、議事等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了いたします。

次回の会議は12月6日、火曜日、午後2時からとなっております。

本日はお疲れさまでした。

午後4時32分 閉 会